

【概要】 県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」）」の令和7年6月改正において、教育委員会に対して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画の策定やその実施状況の公表等が義務付けられた。

(2) 本県の現状

「教職員の働き方改革プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、令和元年度に「県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年香川県教育委員会規則第2号）」等の整備を行い、県立学校に勤務する教育職員について時間外在校等時間の上限を定め、原則として、月45時間、年間360時間を超える教育職員をゼロにすることを目指し、業務の適正化や効率化、学校運営の改革と教育職員の意識改革、保護者、地域への理解促進に取り組んできた。第4期「香川県教育基本計画」（令和3年度～令和7年度（令和8年度まで延長））においては、教職員の働き方改革の推進、「学校を支える専門スタッフの充実」、「教職員のメンタルヘルス等健康管理の推進」についての施策を行っている。

【本県の県立学校教育職員の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
令和6年度	月37.0時間	33.4%	10.2%
令和5年度	月37.9時間	34.0%	10.8%
令和4年度	月38.2時間	34.8%	11.7%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする。本目標の達成に向け、まず早急に、1箇月の時間外在校等時間が80時間以下の教育職員の割合を100%にする。
- ・1年間における教育職員の1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年(度)の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする【13.0日】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の平均値を、満点の8割である3.2以上に【3.0/4点満点】
- ・ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の平均値を、満点の8割である6.4以上に【6.0/8点満点】

3. 計画の期間 令和8年度から令和11年度まで

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務の3分類（学校以外が担うべき業務・教師以外が積極的に参画すべき業務・教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務）」を踏まえた業務の見直し
- (2) 学校における措置の推進
学校行事の見直しや日課の工夫、部活動に対する取組等を進めることにより、教育職員が担う業務の適正化を図る。
- (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

5. 関連する取組について

各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会において4か月に1度報告するとともに、毎年度、総合教育会議において報告する 等

県立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月
香川県教育委員会

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教育職員の処遇の改善を図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）」が令和7年6月に改正された。

この改正において、教育職員を取り巻く環境整備の一つとして、学校における働き方改革の更なる加速化が求められており、教育委員会に対して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（「業務量管理・健康確保措置実施計画」）の策定やその実施状況の公表等が義務付けられた。

本計画は、学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教育職員が担うべき業務が質・量ともに増加しており、その長時間勤務の常態化が課題となっている中、学校における働き方改革を一層推進することで、教育職員がゆとりを持って教育活動の充実や指導力の向上に努めたり、人間性・創造性を豊かにしたりできるようにするためのものである。

(2) 本県の現状

- 本県の学校教育の質の維持、向上を図るために、学校の役割分担をはじめ教職員の勤務状況を含む働き方を見直していくことを目的に、県教育委員会は平成30年3月に「教職員の働き方改革プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、学校における働き方改革を進めてきた。
- 令和元年12月に給特法が改正され、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の策定などが行われた。

本県では、給特法及び同指針に基づき、令和元年度末に、「県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年香川県教育委員会規則第2号）」等の整備を行い、県立学校に勤務する教育職員について時間外在校等時間（同規則第2条に規定する時間外在校等時間をいう。以下同じ。）の上限を定め、原則として、月45時間、年間360時間を超える教育職員をゼロにすることを目指し、業務の適正化や効率化、学校運営の改革と教育職員の意識改革、保護者、地域への理解促進に取り組んできた。
- 第4期「香川県教育基本計画」（令和3年度～令和7年度（令和8年度まで延長））においては、重点項目である「安全・安心で、魅力あふれる学校づくり」の取組として、「学校における働き方改革の推進」を盛り込んでおり、「教職員の働き方改革の推進」、「学校を支える専門スタッフの充実」、「教職員のメンタルヘルス等健康管理の推進」についての施策を行っているところである。
- こうした取組の結果、本県における教育職員の時間外在校等時間の近年の状況については、以下のとおりである。

【令和4～6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
令和6年度	月37.0時間	33.4%	10.2%
令和5年度	月37.9時間	34.0%	10.8%
令和4年度	月38.2時間	34.8%	11.7%

教育職員について、時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は、少しずつ低下しているものの、依然としてその割合がおよそ3人に1人と多い状況である。授業準備や部活動、学校行事などの業務の負担が大きく、ICTの活用や部活動の活動内容の見直し、行事の精選などを図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする。本目標の達成に向け、まず早急に、1箇月の時間外在校等時間が80時間以下の教育職員の割合を100%にする。
- ・1年間における教育職員の1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年（度）の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にする【13.0日】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の平均値を、満点の8割である3.2以上にする【3.0/4点満点】
- ・ストレスチェックにおける「仕事や生活の満足度」の平均値を、満点の8割である6.4以上にする【6.0/8点満点】

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本県では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ・校外での各種補導を警察等の外部機関や保護者に委ねる。
- ・児童生徒の校外でのボランティア活動等の引率は必要がある場合を除いて行わない。
- ・スクールロイヤーのさらなる活用を含めた法務相談体制の充実など、保護者や地域住民等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応について、幅広く充実を図る。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・以下の業務を担う教員業務支援員等の専門スタッフの配置拡充を進める。
学校の開錠および施錠等の日番業務

校内の美化・整備

遠隔授業の準備やホームページ等情報発信ツールの整備・更新等の情報機器関連業務
各種文書等の発送

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・ 県教育センターとの連携や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働する支援体制を構築する。
- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置拡充を進める。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもとで支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 特別支援教育支援員や、医療・福祉等に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

イ. 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 十分な効果が見込めない活動、教育職員の負担が大きい学校行事等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、成績処理や授業準備などの校務の効率化を推進する。
- ・ 時間外在校等時間が長時間となっている教育職員について業務の負担状況等を確認し、状況によって年度途中にあっても教育職員間での業務分担の見直しを行う。
- ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を早急に全学校に設置する。

ロ. 部活動については以下の取組を進める。

- ・ 部活動が教育活動の一環として学習指導要領に位置付けられたものであるとともに、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、各部活動における顧問等が自らの勤務時間を超えて指導する必要があるものではないことを、生徒・保護者等に改めて周知したうえで、部活動指導員の配置拡充などを進める。
- ・ 学校長は「香川県部活動ガイドライン」の遵守を徹底するとともに、その実施状況を確認する。
- ・ 各学校において、部・同好会等が学校規模や生徒・教員数に応じた数となるよう、生徒・保護者の理解を得ながら、学校長の強いリーダーシップのもと、その精選を果敢に進める。また、その実情等に応じた各部・同好会等の在り方や他校との連携について整理・検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対しては、学校長が必ず面談し、医師による面接指導を申し出るよう積極的に勧奨する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ・ストレスチェック実施率100%を目標とし、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場環境の改善に取り組む。
- ・年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校において取得を促進する。
- ・学校における定時退庁日を週1日以上設定するとともに、夏季休業の期間中に少なくとも4日間の閉校日の設定を行うよう推進する。
- ・各種休暇制度やフレックスタイム制の一層の普及を図る。
- ・心身の健康相談窓口を設置し、利用しやすい環境づくりに努める。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、教育職員各自が作成する時間外勤務記録簿や1人1台PCの電源ON・OFF記録の管理などによって把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・県教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会において4か月に1度報告するとともに、毎年度、総合教育会議において報告する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施する。
- ・教育職員が児童生徒への指導等に注力できるよう、教職員定数の改善や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の専門スタッフの拡充について、国に引き続き働きかけるとともに、知事部局や外部機関と連携して取り組む。
- ・生徒、保護者、同窓生などの学校関係者、地域住民等に対して、リーフレット等の配布により、教育職員の勤務時間の遵守や部活動の本来の在り方の確認等、働き方改革推進への一層の理解を求める。